



特定配当等に係る所得等の申告方法（個人住民税）について

【事例】

特定配当等に係る所得等（※）について、所得税で総合課税又は申告分離課税を選択し、個人住民税で申告不要を選択する場合、どのように申告したらよいのでしょうか？

※この資料における特定配当等に係る所得等とは、地方税法の特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額のことを指し、上場株式等に係る配当等に係る所得及び上場株式等に係る譲渡所得（源泉徴収選択口座内調整所得金額に限り、）に該当します。なお、特定株式等譲渡所得金額については、総合課税を選択はできません。

1. 所得税と個人住民税で異なる取扱いとするための手続き

例外の場合、納税通知書の発送に影響が出る場合がありますので、原則の対応にご協力いただきますようお願い申し上げます。

原則 確定申告書を提出する以前に、かつ、納税通知書（※）送達前に市民税・県民税申告書に所定の内容を記載して提出していただきます。

例外 確定申告書を提出した後でも、納税通知書（※）送達前であれば、所定の内容を記載した市民税・県民税申告書を提出していただくことで、適用可能です。

※納税通知書には、給与所得者に係る特別徴収税額決定通知書が含まれます。送達日は、徴収区分（特別徴収・普通徴収）や送達の態様によって異なりますので、各市税事務所個人課税課へお問い合わせください。

2. 市民税・県民税申告書の所定の記載内容（詳細は、別紙の記載例1～3をご覧ください。）

市民税・県民税の申告書は、所得税と異なる取扱いとする箇所だけを主に記載していただきます。

【例】特定配当等に係る所得について 所得税：総合課税、個人住民税：申告不要

所得税：確定申告書を総合課税の内容で作成（通常どおり）

個人住民税：市民税・県民税申告書の表面の配当所得欄及び裏面の配当割額控除額欄に「0円」



留意点

- ・その年度の納税通知書が送達される時までに市民税・県民税申告書を提出しなければ、所得税と個人住民税で異なる取扱いとすることはできません。
- ・特定配当等に係る所得等を住民税で申告する場合（総合課税又は分離課税）には、配当割額、株式等譲渡所得割額は税額控除となり、控除しきれない額は還付・充当されます。その場合には、合計所得に算入されるため国民健康保険税などの社会保険料の算定に影響を及ぼす場合があります。
- ・同一源泉徴収口座内で特定株式譲渡損失と特定配当等に係る所得がある場合は、特定配当等に係る所得のみを申告不要とすることはできません。

【記載例1】 特定配当等に係る所得について、個人住民税のみ申告不要を選択する場合

例：所得税では、特定配当等に係る所得 100 万円を総合課税で申告し、個人住民税では特定配当等に係る所得について申告不要を選択する。

→市民税・県民税申告書の宛名欄及び次の箇所を記載します。

市民税・県民税申告書										
表面					裏面					
2 所得金額	事業	営業等	0103	①						10 配当割額又は株式等譲渡所得割の控除に関する事項 (特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額等を含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄を記入してください) 配当割額控除額 0 円 株式等譲渡所得割額控除額 円 <small>分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。</small> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 表面の「2 所得金額」の「配当」欄及び裏面の「配当割額控除額」欄に「0」円を記載します。 </div>
		農業	0203	②						
		不動産	0603	③						
		利子	0703	④						
		配当	0803	⑤		0				
		給与		⑥						
		雑所得計		⑦						
		総合譲渡・一時		⑧						
		合計		⑨						
	4	雑損控除	0106	⑩						

【記載例2】 特定配当等に係る所得と、特定株式等譲渡所得金額に係る所得について、個人住民税のみ申告不要を選択する場合

例：所得税では、特定配当等に係る所得 100 万円を総合課税、特定株式等譲渡所得金額 100 万円を分離課税で申告し、個人住民税ではともに申告不要を選択する。

→市民税・県民税申告書の宛名欄及び次の箇所を記載します。

市民税・県民税申告書										
表面					裏面					
2 所得金額	事業	営業等	0103	①						10 配当割額又は株式等譲渡所得割の控除に関する事項 (特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額等を含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄を記入してください) 配当割額控除額 0 円 株式等譲渡所得割額控除額 0 円 <small>分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。</small>
		農業	0203	②						
		不動産	0603	③						
		利子	0703	④						
		配当	0803	⑤		0				
		給与		⑥						
		雑所得計		⑦						
		総合譲渡・一時		⑧						
		合計		⑨						
	4	雑損控除	0106	⑩						

市民税・県民税申告書別表 (分離課税用)			
所得金額	居住用財産の譲渡	29	
	一般株式等の譲渡	30	
	上場株式等の譲渡	31	0円
	上場株式等の配当等	32	
	先物取引	33	

市民税・県民税申告書表面の総合課税の「配当所得」欄に「0」円を記載し、裏面の「配当割額控除額」、「株式等譲渡所得割額控除額」欄に「0」円を記載します。
 また、市民税・県民税申告書(別表)の「上場株式等の譲渡」欄に「0」円を記載します。

【記載例3】 所得税において総合課税で申告する配当に、非上場株式に係る配当所得と特定配当等（上場株式等に係る配当等に係る所得）に係る所得があり、住民税では特定配当等に係る所得について申告不要を選択する場合

例：確定申告で以下の配当所得合計80万円を総合課税で申告
 非上場株式に係る配当所得：50万円←申告不要選択不可
 特定配当等に係る所得：30万円←住民税では申告不要を選択する
 →市民税・県民税申告書の宛名欄及び次の箇所を記載します。

市民税・県民税申告書					
表面				裏面	
2 所得金額	事業	営業等	0103	①	円
		農業	0203	②	円
		不動産	0603	③	円
		利子	0703	④	円
		配当	0803	⑤	円
		給与		⑥	円
		雑所得計		⑦	円
		総合譲渡・一時		⑧	円
		合計		⑨	円

申告不要を選択する特定配当等に係る所得以外の配当所得金額を記載します。

10 配当割額又は株式等譲渡所得割の控除に関する事項
 (特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額等を含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄を記入してください。)

配当割額控除額	0 円
株式等譲渡所得割額控除額	円

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税専用)」を合わせて提出してください。

表面の「2 所得金額」の「配当」欄及び裏面の「配当割額控除額」欄に申告不要を選択する特定配当等に係る所得以外の配当に係る配当割額の金額(今回の場合は「0」円)を記載します。

※複数の特定口座がある場合で、口座ごとに申告不要または総合課税、分離課税を選択する場合にも、記載例3と同様に、申告する特定配当等に係る所得等の金額のみ申告書にご記入ください。

3. 申告書に添付いただく書類について

- ・マイナンバー（個人番号）が確認できる書類（マイナンバーカード、通知カード等）
- ・身元確認ができる書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
- ・市民税・県民税申告書別表（分離課税用）（確定申告で分離課税を選択する所得を、住民税で申告不要とする場合に添付）。
- ・特定口座年間取引報告書の写しや配当等の支払通知書の写しなど（所得税で申告する配当所得や株式譲渡所得の一部を住民税では申告不要とする場合に添付）

※特定口座ごとに申告不要又は申告分離課税などを選択する場合は、市民税・県民税申告書には住民税で申告する口座の所得金額、配当割額、株式譲渡所得割額を記載いただき、申告不要とする口座の年間取引報告書の写しの余白に「申告不要」など申告不要を選択していることが分かるようにご記入ください。

4. 市民税・県民税申告書及び別表（分離課税用）のダウンロードについて

市民税・県民税申告書及び同別表（分離課税用）は、さいたま市ホームページの「個人市民税・県民税関係の様式集」中の申告関係の項目よりダウンロードできます。

ホームページアドレス：<https://www.city.saitama.jp/001/004/002/001/001/p061000.html>